

平成29年度

農地等利用最適化推進施策に関する
意見書

平成29年9月28日

佐賀市農業委員会

本市の主要産業のひとつである農業は、米や野菜などの食料を生産する国の根幹をなす産業であり、その農業の基盤である農地は、食料を供給するだけでなく、国土の保全、自然災害の防止、良好な環境の維持など、様々な機能を有しています。

しかしながら、農業・農村を取り巻く環境は、近年、農産物価格の低迷や農業資材の高騰、農業従事者の高齢化や担い手不足、また、これらに起因する耕作放棄地の拡大、有害鳥獣被害による営農意欲の減退など、依然として厳しい状況にあります。

このような中、農業委員会は許認可業務だけではなく、「担い手への農地の集積」、「耕作放棄地の発生防止・解消」及び「新規参入の促進」を柱とした「農地等の利用の最適化の推進」を重要な業務と位置づけ、そのために必要な施策について、関係行政機関への具体的な意見の提出が義務付けられました。

加えて、本委員会としては、「平坦地域における土地利用型農業」や「中山間地域から平坦地域における多様な農産物の生産」など、佐賀市農業の特色を活かした農業施策を講じることも大切であると考えます。

このため、今回の意見書は、「農地等の利用の最適化の推進に関する意見」と「佐賀市農業振興等に関する意見」で構成しています。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、下記5項目に関する意見を提出しますので、佐賀市におかれまし

ては、農業・農村が抱える課題解決に向けて、今後の施策等に反映して
いただくよう要望します。

記

- 1 農業振興策について
- 2 担い手の育成・確保について
- 3 農業振興地域について
- 4 中山間地域対策について
- 5 農業生産基盤の整備・保全について

1 農業振興策について

近年、農産物の価格低迷や農業資材及び農薬・肥料等の高騰により、
農業経営は厳しい状況にある。このため、農業の経営規模を拡大しても
所得向上に繋がるとは限らず、加えて、米政策の見直しにより、平成
30年産以降、国による水稻生産数量目標及び米の直接支払交付金制度
が廃止されるなど、農業者の営農意欲の低下の一因となっている。

今後も、農業者が安心して農業経営を行えるように、農業資材及び農
薬・肥料等への助成拡大に加え、米の直接支払交付金制度に代わる農業
所得の安定・向上に繋がるような施策の推進をお願いしたい。

併せて、農業経営の安定のためには、有害鳥獣等の被害防止策も必要である。山間部ではイノシシに加えアナグマやカラス、平野部でもカモやカラス、ジャンボタニシなどによる農業被害があり、農作物の収量に大きく影響する上、耕作放棄地の発生にも繋がっている。多様化する有害鳥獣等の被害に対応するために、駆除期間の延長や捕獲者の育成・確保など、状況に応じた被害防止策の実施に加え、捕獲した有害鳥獣を有効活用できるような販路の確保や処理加工施設の整備等を検討していただきたい。

また、耕作放棄地の発生防止策として、現在、農業委員会では、農地の権利取得の際の下限面積要件である50アールを、中山間地域においては30アールまで引き下げている。加えて、「佐賀市空き家バンク要綱」に規定された空き家に付随する農地については、下限面積を1㎡まで緩和することにより、耕作放棄地発生防止等に努めている。

しかしながら、佐賀市空き家バンク制度は、現在、北部山間地域のみでの適用となっており、今後の佐賀市全域における耕作放棄地発生防止・解消のためにも、北部山間地域に限らず、対象地域の拡大を検討していただきたい。

2 担い手の育成・確保について

農業従事者の減少や高齢化に伴い、地域の担い手不足は年々深刻化し

ている。特に、高齢者が中心となって支えている地域では、意欲があっても体力等の問題で生産力が低下している状況である。

現在、佐賀市では、新規就農者に対する様々な支援が行われているが、次世代を担う経営感覚に優れた若い担い手を育成するために、若手農業者が将来の農業に夢を持てるような、農業所得の向上に繋がる施策を展開していただきたい。

また、地域農業の受け皿となる集落営農組織の法人化については、佐賀市でも、法人設立に向けた情報提供や支援が行われているが、法人設立後も安定した経営が維持できるように、関係機関と連携しながら、集落営農法人に対し、より具体的な運営方法等についても、引き続き指導していただきたい。

3 農業振興地域について

農業振興地域整備計画の見直しについては、平成29年度から平成30年度にかけて行われているところであるが、現状では、農振農用地に設定されている農地の中には、狭小農地や住宅に隣接している農地が存在している。それらの農地については、大型機械の利用が困難であり、効率的な農業経営ができないため、耕作放棄地の発生に繋がっていると思われる。

については、こうした現状を把握していただき、耕作が不便な住宅隣接

農地等については、農振農用地からの除外を検討していただきたい。

併せて、農業振興地域整備計画の見直しに関する基本的な方針及び進捗状況については、地権者等へ情報提供していただき、その具体的な見直しに当たっては農業委員の意見等を踏まえながら、検討していただきたい。

4 中山間地域対策について

中山間地域は傾斜地にある農地が多く、ひとつの圃場の耕地面積が狭小であるため、効率的な作業が困難であり、平坦地に比べ生産性が低くなっている。このため、労力の割には農業所得向上には繋がらず、加えて、担い手も高齢化しているため、中山間地域の農業に対して、将来の展望が見えにくい状況にある。現状のままでは、耕作放棄地は拡大し、中山間地域農業が持つ、自然災害の防止や水源の涵養などの多面的機能の役割を果たせなくなる恐れがある。一旦、耕作放棄地となった農地は、有害鳥獣の住処となり、近隣の耕作農地にも被害が及ぶため、早急な対策が必要である。

また、中山間地域においては圃場整備等の基盤整備が未実施の地区が多いため、作業効率を上げ、かつ、経営品目を拡大できるように、農業生産基盤整備の検討を、早急に、国・県に対して要望していただくようお願いしたい。

加えて、中山間地域で安心して農業経営が継続できるように、中山間地域等直接支払制度の更なる充実と、中山間地域をはじめ市内全域の若い担い手の育成・確保のために、農業所得の補償制度などの有効な施策を講じていただきたい。

5 農業生産基盤の整備・保全について

佐賀市の多くの農地は、圃場整備後30年以上が経過しており、用排水路の法面崩落等が発生し、場所によっては、農作業が危険な状態の圃場もある。現在、国・県によるクリーク防災事業等が進められているが、事業対象とならない小規模な水路も存在するので、これらの水路についても事業の対象となるよう、引き続き、国・県に対し要望していただくようお願いしたい。

また、暗渠排水についても劣化が進んでおり、排水不良による麦・大豆の品質低下や減収が深刻な問題となっている。現在、土地改良区による暗渠排水の改修が行われているが、国の補助金が減額されたことにより農業者の負担が増大しているため、国・県に対し十分な予算措置を要望していただき、農業者の負担軽減を図っていただきたい。

加えて、農業生産基盤の保全活動については、農地・水保全管理支払交付金に代わり、平成26年度からは多面的機能支払交付金を実施され、地域が共同で行う地域資源の保全活動等を支援されているところであ

るが、担い手の高齢化に加え、事務手続きの煩雑さなどから、活動組織の設立に至っていない地域もあるので、未設立の地域等に対しては、活動組織の設立に向けた支援をお願いしたい。

平成29年9月28日

佐賀市長 秀島 敏行 様

佐賀市農業委員会会長 坂井 邦夫